

新たな工業用地に係る開発提案の公募要領

《新潟市HP（新たな工業用地整備）》

・要領、各様式、ご質問に対する回答などを掲載しています。



令和8年6月15日

新潟市 経済部 企業誘致課

目次

1. 趣旨・市の方針 (P.1)

2. 基本的事項 (P.2~P.4)

- (1) スケジュール (予定)
- (2) 開発候補地区の選定について
- (3) 開発候補地区決定後の手続について

3. 審査項目 (P.5~P.10)

- (1) 提案者の要件
- (2) 開発提案の要件
- (3) 開発候補地区の選定に係る審査項目
- (4) 提案手続の流れ
- (5) 事前説明会の開催について

4. 提案書類の作成 (P.11~P.15)

- (1) 「エントリー書」の作成、提出
- (2) 「提案書」の作成、提出
- (3) 提出書類の作成に当たっての作成の留意事項

5. 問い合わせ先 (P.15~P.16)

6. 参考資料 (P.17)

別添 様式

1. 趣旨・市の方針

新潟市では、工業用地やオフィスビルへの企業立地・誘致を推進するため、「新潟市総合計画2030」の分野別計画として「新潟市企業立地ビジョン」を策定しており、その中で、企業ニーズに応じた過不足のない工業用地の整備を推進し、活力ある産業拠点の形成を図ることを重要な施策の一つとして位置付けています。

令和2年度に市街化区域へ編入した8地区の工業用地については、全体約60ヘクタールのうち9割超の分譲が進んでおり、加えて、令和6年夏に実施した工業用地需要調査において新たな工業用地需要が確認されました。

今後、製造業や物流事業者等による新たな用地需要に対応し、企業立地の促進や多様な魅力ある雇用の創出につなげていくためには、その受け皿となる工業用地の確保が不可欠となっています。

このことから、本市では、地域経済を牽引する地域企業の事業拡張や高度化を支援するとともに、地域外からの投資を呼び込む企業誘致を推進するため、以下の「市の方針」に沿った区域区分の見直しによる工業用地開発について、具体的な提案を募集します。

市の方針 《本市が目指す工業用地整備の方向性》

- (1) 新潟市総合計画、新潟市都市計画マスタープラン、区ビジョンなどに位置付けられていること
- (2) 本市の社会資本を最大限に活用すること
 - ・ 空港、港湾から5 km 圏内
 - ・ 高速道路 I C から5 km 圏内
 - ・ 幹線道路の沿線
- (3) 製造・物流拠点の立地が見込まれること(分譲予定面積の過半)
- (4) 一貫したテーマを有する企業集積を図るための構想、計画があること
- (5) 本市初進出となる企業の立地が見込まれること

※(1)～(3)を前提とし、(4)及び(5)は提案内容に応じて評価を行います

2. 基本的事項

(1) スケジュール（予定）

- ・開発提案は、③エントリー書の提出、④提案書の提出の順で進めます。
- ・必要に応じ、提案者へのヒアリングを行ったのち、本市の郊外土地利用の調整制度等に基づいた評価を経て、⑤開発候補地区を決定します。その後、⑥関係機関との箇所別協議で詳細事項を協議した上で、⑦区域区分の変更（都市計画の手続）を行います。

【概ねのスケジュール（予定）】

| | 内 容 | 日程（予定） |
|---|--------------------|---------------------|
| ① | 公募要領の公表 | 令和8年 6月15日 |
| ② | 事業者向け説明会の開催 | 令和8年 7月3日 |
| ③ | 「エントリー書」の提出 | 令和8年 9月11日まで |
| | 提案事業者個別ヒアリングの実施 | エントリー書の提出後、随時 |
| ④ | 「提案書」の提出 | 令和8年12月21日まで |
| ⑤ | 開発候補地区※の選定通知 | 令和9年春頃 |
| ⑥ | 関係機関との箇所別協議 | ） |
| ⑦ | 区域区分の変更（都市計画の手続） | 令和11年度中を目指します |

※開発候補地区とは、関係機関との箇所別協議に進む候補地区であり、市街化区域への編入を確約するものではありません。関係機関との協議状況により、候補地区から外れることや、区域区分の変更時期が遅れることがあります。

(2) 開発候補地区の選定について

- ・提案内容が真に必要なかつ質の高い開発であるかを評価し、本市として区域区分の見直しによる開発に向けて関係機関との箇所別協議に進む開発候補地区を選定します。
- ・開発候補地区の箇所については、令和9年春頃を目途に文書にて通知させていただく予定です。
- ・開発提案は、本市の郊外土地利用の調整制度等に基づき、公正かつ適正に評価させていただきます。

【参考】郊外土地利用の調整制度（新潟市都市計画基本方針 令和5年3月策定）

新潟市はこれまで、市街地規模を維持することを基本とし、市街地の拡大を伴う新たな開発については、事業実施の確実性があり、市全体・各区の持続的な発展につながる質の高い開発に限定するよう努めてきました。

今後の都市づくりは、これまで築いてきた広大で美しい田園環境と都市基盤を土台に、持続的に発展するコンパクト・プラス・ネットワークの実現に取り組む必要があります。

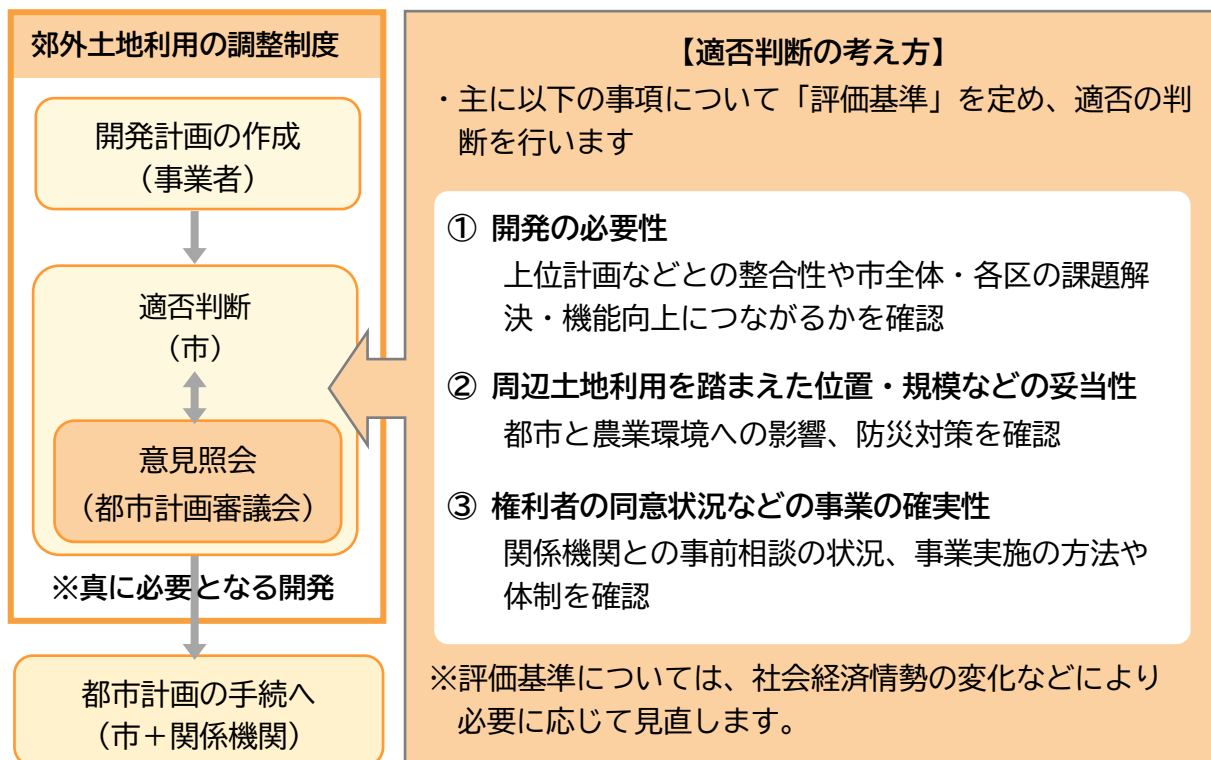
そのため、これまで以上に市街地拡大を抑制することを基本としつつ、市街地の拡大を伴う新たな開発については、雇用や交流人口の創出、地域の拠点施設の機能強化、持続可能な公共交通ネットワークの形成、防災・防犯力の向上、環境に配慮した取組など、市全体や各区が抱える課題解決や機能向上につながる真に必要かつ質の高い開発を適切に判断した上で実施します。

■基本的な考え方

市街地拡大は抑制することを基本としつつ、これまで以上に真に必要かつ質の高い開発のみに限定します。

■郊外土地利用の調整制度の進め方

- ・開発用途ごとに新潟市のまちづくりへの整合性など、基本となる考え方を踏まえた詳細な評価基準を設定します。
- ・開かれた手続により、個々の開発計画について詳細な基準に基づき評価し、開発計画の適否を判断します。
- ・真に必要かつ質の高い開発のみ都市計画の手続を進めます。



(3) 開発候補地区決定後の手続について

① 関係機関との箇所別協議

- ・開発候補地区として選定された地区は、本市において区域区分の変更などに向け関係機関と具体的な箇所別協議に入ります。
- ・土地利用計画や周辺地域への影響などに関するさらに詳細な資料を作成いただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・関係機関との協議が調わない地区については、本市の判断により、スケジュールの変更や開発候補地区から外れる場合があります。

② 都市計画の手続

- ・関係機関との箇所別協議が完了した開発候補地区は、区域区分の変更、用途地域の変更、地区計画の決定など必要な都市計画の手続に移ります。
- ・都市計画決定に係る法定の手続は概ね7ヶ月から1年程度の期間を予定しています。
- ・上記手続において支障が生じた場合は、本市の判断により開発候補地区から外れる場合があります。

③ その他

- ・提案内容が確実に実施できるよう、事業の完了まで関係機関と必要な協議を継続してください。
- ・区域区分の変更後、提案内容が確実に実施される見込みがないと本市が判断した場合、必要に応じて再度区域区分の変更を行う等の措置を行うことがあります。

3. 審査項目

本書1ページに掲げる「市の方針」のほか、「新潟市都市計画基本方針（令和5年3月新潟市）」、「新潟県都市計画基本方針（平成17年9月新潟県）」、「区域区分に関する都市計画の見直しを行うに当たっての基本方針（令和2年7月新潟県）」等に基づき審査項目を設定しています。本書17ページの参考資料を併せてご確認ください。

(1) 提案者の要件（4項目）

以下の要件1から4を全て満たしてください。

| | |
|------------|--|
| 要件1 | 募集要領及び日本国の法令を遵守できること。 |
| 要件2 | 新潟市暴力団排除条例(平成24年10月2日新潟市条例第61号)第2条に規定する暴力団、暴力団員ではないこと。 |
| 要件3 | 暴力団、またはその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある者ではないこと。 |
| 要件4 | 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体でないこと。 |

(2) 開発提案の要件（7項目）

以下の要件5から11を全て満たしてください。

| | |
|-------------|---|
| 要件5 | 工業系の開発計画であり、用途地域は工業地域または工業専用地域を原則とし、工業生産活動を妨げるおそれのある用途が混在しない計画であること。 |
| 要件6 | 開発計画に係る関係機関と事前相談済みであること。 |
| 要件7 | 既存市街化区域と連続して接し、飛び地ではないこと。 |
| 要件8 | 市街化区域編入希望地区に河川区域や自然公園区域、災害レッドゾーンが含まれていないこと。 |
| 要件9 | 市街化区域への編入を希望する地区内の権利者全員からの同意を概ね得ていること。 <u>開発行為の場合</u> 開発事業者が開発計画地の土地の権利を有している、または権利者全員からの同意を得ていること <u>土地区画整理事業の場合</u> 権利者全員からの同意を概ね得ていること |
| 要件10 | 地区計画を提案すること。 |
| 要件11 | 農用地区域を含む場合は、既存の市街化区域及び市街化調整区域(農用地区域外)において、代替可能な土地がないこと。 |

(3) 開発候補地区の選定に係る審査項目

- ・開発提案の提案書により、本書3ページの郊外土地利用の調整制度の考え方（開発の必要性、周辺土地利用を踏まえた位置・規模などの妥当性、権利者の同意状況などの事業の確実性など）を踏まえ、開発候補地区を選定します。
- ・本市が審査する項目は、以下の3つの視点から24項目を設けています。

- 企業誘致的な視点（9項目）

- 都市計画的な視点（11項目）

- 農業的な視点（4項目）

- ・市全体や各区が抱える課題解決または機能向上につながる真に必要なかつ質の高い工業用地の開発として、本市が開発計画に期待している項目について選定の際に審査します。

● 企業誘致的な視点（9項目）

| | |
|----------------------|--|
| <p>審査項目 1</p> | <p>本市の社会資本を最大限に活用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市街化区域内の既存の工業団地の隣接地 ② 高速道路の I C から 5 km 圏内 ③ 幹線道路の沿線 ④ 空港、港湾から 5 km 圏内 ⑤ 空港、港湾、高速道路の I C を活用する事業者が見込まれる ⑥ 車道幅員 7 m 以上のセンターラインがある道路を經由して高速道路の I C や空港、港湾にアクセスできる ⑦ 総幅員 9 m 以上かつ車道幅員 7 m 以上でセンターラインがある道路に面している ⑧ 公共交通（通勤）の利便性が考慮されている |
| <p>審査項目 2</p> | <p>開発用地は主に工業用地とすること。また、分譲予定面積の過半で製造・物流拠点の立地が見込まれること。</p> |
| <p>審査項目 3</p> | <p>新規雇用が見込まれること。</p> |
| <p>審査項目 4</p> | <p>開発面積は、原則 1 地区あたり 5 ha から 10ha 程度であること。</p> |
| <p>審査項目 5</p> | <p>敷地レイアウトの自由度が高いこと。</p> |
| <p>審査項目 6</p> | <p>工業用地として高度な利便性を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工業用水道の利用が可能 ② 特別高圧電力、高圧電力の供給が可能 |
| <p>審査項目 7</p> | <p>地域経済への波及が見込まれること（大規模な投資、地域経済との連携など）。</p> |
| <p>審査項目 8</p> | <p>一貫したテーマを有する企業集積を図るための構想、計画があること。</p> |
| <p>審査項目 9</p> | <p>本市初進出となる企業の立地が見込まれること。</p> |

審査項目 8 及び 9 は提案内容に応じて評価を行います。

● 都市計画的な視点（11項目）

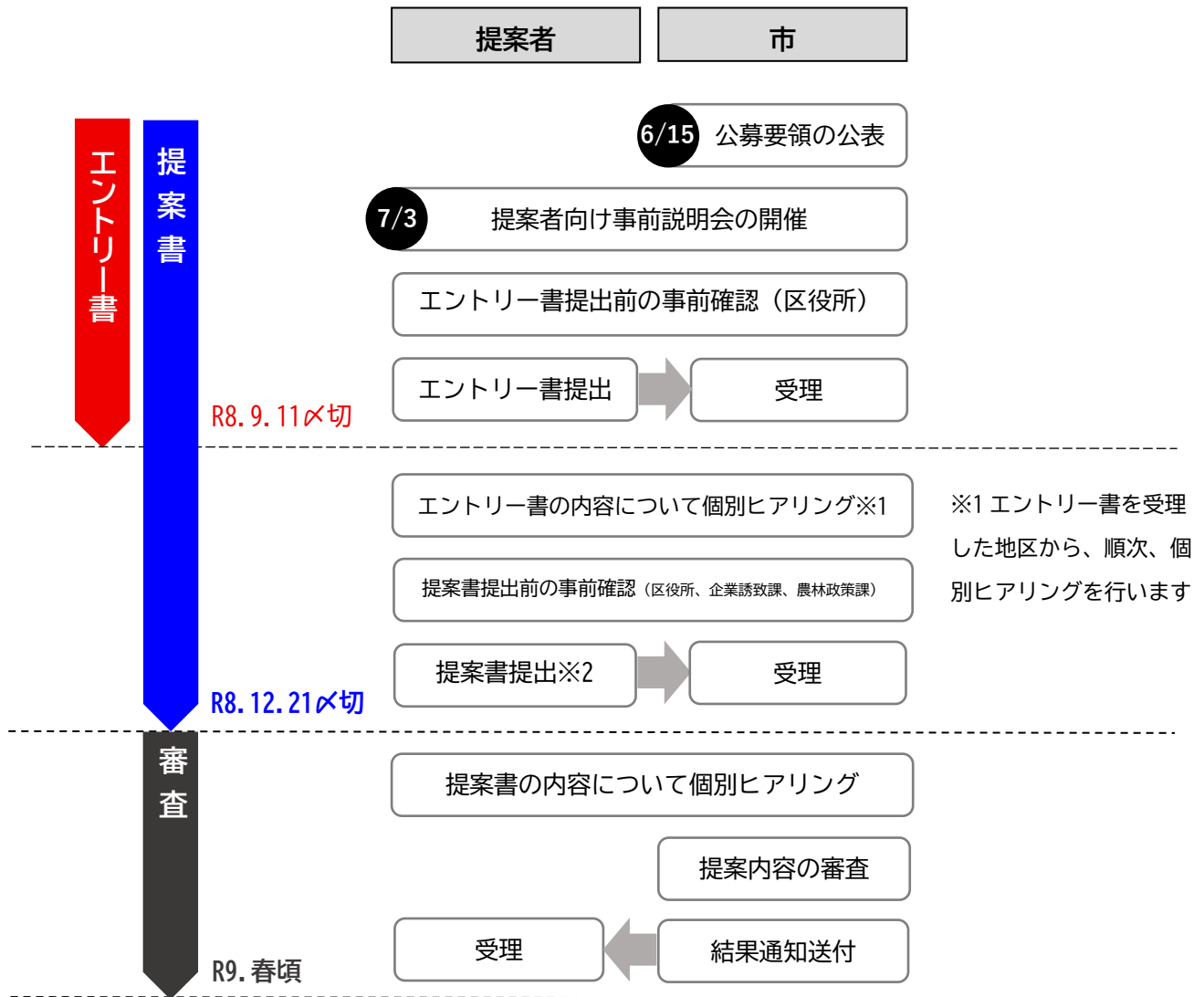
| | |
|-----------------------|--|
| <p>審査項目 10</p> | <p>上位計画に具体的な項目や位置、立地条件が位置付けられていること。</p> |
| <p>審査項目 11</p> | <p>事業実施の確実性が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地権者等の同意状況、事業遂行能力のある事業者等の決定状況及び資金計画から、事業実施の確実性が見込まれること ② 具体的な土地利用計画があり、必要な整備にかかる事業費が計上されていること |

| | |
|---------|---|
| 審査項目 12 | 開発地周辺に法面や段差の崩壊等の新たな災害を発生させないために、適切な防止措置が計画されていること。 |
| 審査項目 13 | 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域を含む場合、災害を防止又は軽減するための適切な対策が施されていること。 |
| 審査項目 14 | 災害リスクや防災に関する情報提供などの丁寧なリスクコミュニケーションを図れる具体的な計画を有していること。 |
| 審査項目 15 | 本市の発展動向および交通施策等の計画を考慮した計画的な市街地開発であり、市街化区域内の土地をもって代えることが困難であること。 |
| 審査項目 16 | まとまりのある一体的で適正な規模の市街地を形成する計画であること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ① 既に都市基盤が整備されている土地を有する区域と隣接する場合は一体として市街化区域編入希望区域を設定すること ② 市街化区域に穴抜きで市街化調整区域を発生させないこと ③ 開発計画の規模が必要最低限であり、適正であること |
| 審査項目 17 | 既存または新規に整備する公共施設（道路や上下水道等）について、公共負担の抑制が期待できること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設について、当該開発に伴い、既存施設の改修または新たな整備に係る公費負担を発生させないこと ② 耐震性や耐久性の高い公共施設の整備により、ライフサイクルコストの抑制が見込まれること |
| 審査項目 18 | 周辺の居住環境や道路環境への配慮がされていること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ① 原則、既存の工業系用途地域に隣接して配置すること ② やむを得ず住宅地に近接する場合は、特に災害防止、騒音・振動・悪臭の観点から、周辺の居住環境に配慮した開発計画とすること ③ 交通事故防止や自動車交通量増大の観点から、周辺の道路環境に配慮した計画とすること |
| 審査項目 19 | 提案内容に沿った計画的な土地利用が図られるよう、地区計画を定めること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ① 工業生産の活動を妨げるおそれのある用途が混在しないよう地区整備計画を定めること ② 周辺の居住環境や道路環境へ配慮するよう地区整備計画を定めること |
| 審査項目 20 | 本市の産業活性化のほか、雇用の創出や地域拠点の充実・強化、公共交通の利用促進、防災・防犯力の強化、脱炭素型・循環型まちづくりの推進など、市全体・各区の課題解決や機能向上につながる計画であること。 |

● 農業的な視点（4項目）

| | |
|----------------|--|
| <p>審査項目 21</p> | <p>集团的優良農用地の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>① 集团的優良農用地等の減少面積及び減少農地に占める農用地区域占有率は必要最小限か</p> <p>② 農地の集団規模の維持等への支障は生じないか</p> <p>③ 生産性の高い農地を含まないか</p> |
| <p>審査項目 22</p> | <p>担い手の農業経営に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>① 市街化区域編入希望地区で耕作する担い手の営農意欲低下及び経営耕地面積に大幅な減少を及ぼすおそれがないか</p> <p>② 市街化区域編入希望地区は農業法人の耕作地を含んでいないか</p> <p>③ 市街化区域編入希望地区は担い手への農地の利用集積率に支障を及ぼさないか</p> |
| <p>審査項目 23</p> | <p>農業生産基盤整備事業等に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>① ほ場整備等の面的整備事業又は用排水路等の線的整備事業の計画予定地又は受益地を含んでいないか</p> <p>② 土地改良事業の受益地である場合、工事が完了した翌年度から起算して8年を経過した土地であるか</p> <p>③ 共同利用施設の設置事業の受益地等を含んでいないか</p> |
| <p>審査項目 24</p> | <p>農業と産業との均衡ある発展に寄与するか。</p> <p>① 産業を導入することにより、農村地域の安定した就業機会の確保等又は市内農畜産物の活用による農業振興に寄与するか</p> |


(4) 提案手続の流れ



※2 エントリー書提出締め切り日(9/11)以前であっても、個別ヒアリングと提案前相談が済んでいれば、提案書を提出することができます。

(5) 事前説明会の開催について

公募要領や公募の流れを説明する事前説明会を開催します。

| | |
|--------|--|
| ① 日時 | 令和8年7月3日(金) 午後2時から |
| ② 会場 | 新潟市役所ふるまち庁舎(古町ルフル4階 401 会議室) 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 |
| ③ 申込方法 | 右記二次元コードからお申込みください 申込期限: 6月25日(木) 《1社2名まで》  |
| ④ 問合せ先 | 新潟市 経済部 企業誘致課 (電話: 025-226-1689) |

4. 提案書類の作成

(1) 「エントリー書」の作成、提出

開発提案を行う場合は、必ず「エントリー書」を提出してください。

提案区域を所管する区の産業振興課及び建設課の窓口において、「エントリー書」の記載内容や添付書類に不備、記入漏れがないかを事前に確認を受けた上で、提出してください。

① 提出書類

別紙（記入例）などを参考としながら、以下の書類を作成してください。

様式はホームページよりダウンロードしてください。

ア. (様式 1-1) エントリー書 ①

イ. (様式 1-2) エントリー書 ②【提出前の自己チェックシート】

ウ. (様式 1-3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

エ. (様式 1-4) 地番一覧表

オ. その他（任意様式）

- ・ 提案者が法人の場合、登記事項証明書
- ・ 位置図（新潟市都市計画図（縮尺 1/25,000）に区域の位置を明示したもの）※1
- ・ 計画区域図（開発計画地が A3 用紙 1 枚に収まる縮尺
市街化区域編入希望区域と開発区域をそれぞれ明示したもの）※1
- ・ 想定用途地域図（縮尺 1/2,500、計画区域周辺の用途地域及び計画区域内の
想定用途地域を明示したもの）
- ・ 地区計画区域図案（縮尺 1/2,500）
- ・ 公図又は地番図(市街化区域編入希望区域)

※1 位置図、計画区域図は、shp ファイル（ver（10.3.1））で作成してください

② 提出方法

| | |
|------|---|
| 提出〆切 | 令和 8 年 9 月 11 日（金） 午後 4 時 30 分まで（必着） |
| 提出先 | 新潟市 経済部 企業誘致課へ「持参」又は「郵送」で提出 |
| 持参 | 土日祝日を除く平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 |
| 郵送 | 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階 ※ 必要に応じて追跡可能な郵送方法をご利用ください。 |
| 提出部数 | ・ 紙媒体 : 5 部 ・ 電子データ : 1 部（提出書類一式を P D F 形式、shp ファイルデータを C D ・ D V D などの媒体に記録したもの） |

③ 留意事項

- ・エントリー書の提出後、**順次**、市から全ての提案者に対して地区ごとの**個別ヒアリング**を行います。
- ・この個別ヒアリングは、開発地区や計画内容の課題などを提案者と本市で共有することで、提案書の提出までに計画の熟度を上げていただくことを目的に行うものです。
- ・ヒアリング結果を受けて提案内容に変更が生じた場合、必要に応じて**提案書に変更内容を反映**させてください。

(2) 「提案書」の作成、提出

提案区域を所管する区の産業振興課及び建設課並びに企業誘致課及び農林政策課の窓口において、「提案書」の記載内容や添付書類に不備・記入漏れがないかを事前に確認を受けた上で、提出してください。

① 提出書類

- ・別紙（記入例）などを参考としながら、以下の書類の作成をお願いいたします。
様式はホームページよりダウンロードしてください。
- ア.（様式 2-1）提案書①
- イ.（様式 2-2）提案書②【関係機関との相談状況】
- ウ.（様式 2-3）提案書②【提出前の自己チェックシート】
- エ.（様式 2-4）地番一覧表（エントリー時から希望区域に変更が生じた場合は、変更箇所が分かるよう色を変えるなど明示すること。）
- オ.（様式 3）地区計画素案
- カ. その他（任意様式）
 - ・位置図（新潟市都市計画図（縮尺 1/25,000）に区域の位置を明示したもの）^{※1}
 - ・計画区域図（開発計画地が A3 用紙 1 枚に収まる縮尺、市街化区域編入希望区域と開発区域をそれぞれ明示したもの）^{※1}
 - ・想定用途地域図（縮尺 1/2,500、計画区域周辺の用途地域及び計画区域内の想定用途地域を明示したもの）
 - ・土地利用計画図（具体的な土地利用計画を確認できる資料など）^{※1}
 - ・地区計画区域図案（縮尺 1/2,500）
 - ・開発計画地が高速道路 IC、空港及び港湾などから 5 km 圏内であることが同心円等で分かる図面
 - ・車道幅員 7 m 以上のセンターラインがある道路を經由して高速道路の IC や空港、港湾にアクセスできること、総幅員 9 m 以上かつ車道幅員 7 m 以上でセンターラインがある道路に面していることなどの道路の情報が分かる図面
 - ・工業用水道の利用が可能であることが分かる図面
 - ・特別高圧電力、高圧電力の供給が可能であることが分かる図面
 - ・農業振興地域整備計画の附図（市街化区域編入希望区域の位置を明示すること）
 - ・事業計画書（資金計画やスケジュールを確認できる資料など）
 - ・市街化編入希望区域及び開発計画区域の権利者の同意状況を確認できる書類
 - ・浸水想定区域を含む場合、開発区域を明示したハザードマップの写しと想定浸水深を記入した現況断面図および造成後の計画断面図
 - ・土砂災害警戒区域を含む場合、開発区域を明示したハザードマップの写しと現況断面図および造成後の計画断面図
 - ・津波災害警戒区域を含む場合、開発区域を明示したハザードマップの写しと現況断面図および造成後の計画断面図
 - ・開発地周辺に新たな災害を発生させないための措置をとる場合、位置及び計画を確認できる図面
 - ・公図又は地番図（市街化区域編入希望区域）
 - ・必要に応じて、提案内容の説明を補足するための図面や計画書等の資料

※1 位置図、計画区域図、土地利用計画図は shp ファイル（ver (10.3.1)）で作成してください。

② 提出方法

| | |
|------|---|
| 提出〆切 | 令和8年12月21日(月) 午後4時30分まで(必着) |
| 提出先 | 新潟市 経済部 企業誘致課へ「持参」又は「郵送」で提出 |
| 持参 | 土日祝日を除く平日 午前9時～午後4時30分 |
| 郵送 | 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 ※ 必要に応じて追跡可能な郵送方法をご利用ください。 |
| 提出部数 | ・紙媒体 : 5部 ・電子データ : 1部 (提出書類一式をPDF形式、shpファイルデータをCD・DVDなどの媒体に記録したもの) |

③ 留意事項

- ・関係機関との事前協議や地権者等の同意取得など開発計画の熟度を高めた上で、提案書類を作成してください。エントリー時点の内容から変更があっても構いません。
- ・提出書類の内容を正確に把握するため必要に応じヒアリングを行わせていただきます。

(3) 提出書類の作成に当たっての留意事項

よくある質問や重要な情報はホームページに逐次掲載するので、ご確認ください。

① 書類の作成にあたっての留意事項

- ・様式1から3は、全て文章での表現を原則とします。
- ・提案内容は分かりやすい表現、かつ簡潔に説明してください。
- ・用語は統一してください。
- ・専門用語を使用する場合は、提案書の欄外や別途用語集などを作成し、分かりやすく説明してください。
- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合は評価の対象外とさせていただきます。
- ・関連法令、条例などを順守しつつ、実現可能な開発提案をお願いいたします。

② 提案書などの取扱い

- ・提案書の提出締切後は、記載された内容の変更は一切認めません。
- ・提出物は返却いたしません。なお、提出物は本市の文書規程などにに基づき責任を持って管理、破棄いたします。
- ・提案書の所有権と本市が示した資料の著作権は本市に帰属し、提案書にかかる著作権、商標権、意匠権、その他の知的財産権は、提案者(第三者に権利が帰属する場合は、当該第三者)に帰属します。
- ・提出物については、本市が関係者への説明や協議などで必要とする場合、無償で使用

できるものとしします。

- ・提出物の権利が第三者に帰属する場合については、権利者の承諾を得るなど、知的財産権などに係る紛争が生じないようにお願いします。
- ・提案書は、市民の皆さまへのホームページなどによる広報、周知、市議会への報告、新潟市都市計画審議会への説明資料などに活用させていただきます。なお、不特定多数の人に向け公表する場合には、提案者の皆さまにあらかじめ掲載する内容の照会を行います。
- ・提出物は「新潟市情報公開条例」に基づき、公開請求により公開する場合がありますが、公開することで提案者に不利益を与えるおそれのある情報については、提案者の皆さまにあらかじめ内容の照会を行います。
- ・この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

③ 提案に要する費用、本市の免責事項

- ・提案者は、自己の費用と責任において提案を行ってください。
- ・提案に関連して自己又は第三者が被る損失、損害については、本市はいかなる責任も負いませんのでご了承ください。

④ 使用する言語・表示単位

- ・提出資料において使用する言語は日本語とします。
- ・表示単位は、次のとおりとします。
 - 面積:ヘクタール(ha)、平方メートル(m²)
 - 長さ:キロメートル(km)、メートル(m)、ミリメートル(mm)
 - 通貨:日本円(¥)

5. 問い合わせ先

問合せ先

- (1) 公募に関するお問い合わせ全般：企業誘致課（電話、窓口）
- (2) エントリー書、提案書の記入方法、提出前の事前確認：P16 の各担当（電話、窓口）
- (3) 書面での回答を希望されるご質問：(e-NIIGATA)



《公募に関する問合せ》

新潟市 経済部 企業誘致課

【住所】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル5F）

【電話】025-226-1689（直通）










《エントリー書、提案書の記入方法に関する問合せ、提出前の事前確認》

| 必須要件 | 審査項目 | 担当課 | 問合せ・相談窓口 |
|--------------------------|---|----------------------|---|
| 1~4 | 1~9 | 経済部 企業誘致課 | 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 (古町ルフル 5 F) TEL : 025-226-1689 / kigyo@city.niigata.lg.jp |
| - | 21~24 | 農林水産部 農林政策課 | 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 (古町ルフル 6 F) TEL : 025-226-1767 / nosei.n@city.niigata.lg.jp |
| 11 (※) | 8、9 10、20 | 北区役所 産業振興課 | 新潟市北区東栄町 1-1-14 TEL : 025-387-1356 / sangyo.n@city.niigata.lg.jp |
| | | 東区役所 地域課 産業文化振興室 | 新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL : 025-250-2170 / chiiki.e@city.niigata.lg.jp |
| | | 中央区役所 地域課 産業文化振興室 | 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 (NEXT21 5 F) TEL : 025-223-7054 / chiiki.c@city.niigata.lg.jp |
| | | 江南区役所 産業振興課 | 新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL : 025-382-4809 / sangyo.k@city.niigata.lg.jp |
| | | 秋葉区役所 産業振興課 | 新潟市秋葉区程島 2009 TEL : 0250-25-5689 / sangyo.a@city.niigata.lg.jp |
| | | 南区役所 産業振興課 | 新潟市南区白根 1235 TEL : 025-372-6505 / sangyo.s@city.niigata.lg.jp |
| | | 西区役所 農政商工課 | 新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL : 025-264-7623 / nosei.w@city.niigata.lg.jp |
| | | 西蒲区役所 産業観光課 | 新潟市西蒲区西中 860 (岩室出張所 1 階) TEL : 0256-72-8454 / sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp |
| | | 5~10 | 10~20 |
| 東区役所 建設課 まちづくりグループ | 新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL : 025-250-2630 / kensetsu.e@city.niigata.lg.jp | | |
| 中央区役所 建設課 まちづくり係 | 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 (NEXT21 5 F) TEL : 025-223-7410 / kensetsu.c@city.niigata.lg.jp | | |
| 江南区役所 建設課 まちづくり整備グループ | 新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL : 025-382-4738 / kensetsu.k@city.niigata.lg.jp | | |
| 秋葉区役所 建設課 まちづくりグループ | 新潟市秋葉区程島 2009 TEL : 0250-25-5691 / kensetsu.a@city.niigata.lg.jp | | |
| 南区役所 建設課 まちづくりグループ | 新潟市南区白根 1235 TEL : 025-372-6490 / kensetsu.s@city.niigata.lg.jp | | |
| 西区役所 建設課 まちづくり係 | 新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL : 025-264-7670 / kensetsu.w@city.niigata.lg.jp | | |
| 西蒲区役所 建設課 まちづくりグループ | 新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1 (西川出張所 1 階) TEL : 0256-72-8570 / kensetsu.nsk@city.niigata.lg.jp | | |




※東区、中央区を開発候補地区とする場合は、必須要件 11 については江南区産業振興課へ確認してください。

6. 参考資料







◆新潟市の行政計画など

| | | |
|---|--|---|
| ① 新潟市総合計画 2030  | ② 新潟市企業立地ビジョン  | ③ 新潟市都市計画基本方針（新潟市都市計画マスタープラン）  |
| ④ 新潟市立地適正化計画  | ⑤ 新潟市農業振興地域整備計画  | ⑥ その他の行政計画（部・区行政計画）  |
| ⑦ 主な整備計画（社会資本整備総合交付金）  | ⑧ 新潟市総合ハザードマップ  | ⑨ 新潟市交通マップ  |

◆新潟県の都市計画に関する考え方など

| | | |
|--|---|--|
| ⑩ 新潟県都市計画基本方針  | ⑪ 新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）  | ⑫ 区域区分に関する都市計画の見直しを行うに当たっての基本方針  |
|--|---|--|

◆その他

| | |
|---|---|
| ⑬ 重要事項説明における関係法令に関する情報一覧など ※関係法令の問合せ先の確認時に活用ください  | ⑭ 都市計画情報の公開、都市計画図のダウンロード ※提出書類へ活用する場合は、複製・使用の申請は不要です  |
| ⑮ 新潟市情報公開条例  | ⑯ 市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン  |
| ⑰ 新潟市盛土規制法トップページ  | ⑱ 交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿道対策に関するガイドライン  |